

長泉町告示第52号

長泉町住宅地供給促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月12日

駿東郡長泉町長 池田 修

長泉町住宅地供給促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家及び将来空き家等になりうる建築物を除却し、住宅地供給を促進することを目的に、建築物の除却工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根、柱及び壁を有するものをいう。
- (2) 住宅地供給促進事業 建築物を除却し、一戸建て専用住宅用地として宅地分譲を行う工事をいう。
- (3) 住宅地供給促進事業区域 前号の事業が行われる同一の利用に供される一団の土地をいう。
- (4) 宅地分譲 見切り等で区画分けされ、給排水設備が整い、一戸建て専用住宅の建築が可能な状態であり、かつ建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される建築要件を満たしているもの

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、土地所有者の同意を得た建築物の所有者とし、町税等の滞納がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 申請日以前に5年以上登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者
- (2) 前号に掲げる者の相続人
- (3) その他前2号に掲げる者と同等であると町長が認める者

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる住宅地供給促進事業（以下「事業」という。）は、次に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 補助申請者と工事請負契約を締結した除却施工者が施工するもの
- (2) 長泉町立地適正化計画に定める居住誘導区域内にある、建築物を全て除却し、更地とする工事であるもの（不動産の移転又は処分は除く）
- (3) 1区画あたり165平方メートル以上で3区画以上の宅地分譲であるもの
- (4) 事業にかかる建築物が所在する土地の地籍面積が330平方メートルを超えるもの
- (5) その他町長が適当であると認めるもの

（補助金の交付額）

第5条 この要綱における補助金の額は、除却にかかる補助対象経費の3分の1以内とし、200万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

（補助の申請）

第6条 この要綱により補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前までに長泉町住宅地供給促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 住宅地供給促進事業区域の建築物の除却に要する費用の見積書の写し
- (3) 住宅地供給促進事業区域内権利者一覧（様式第2号）
- (4) 住宅地供給促進事業の施工等の同意書（様式第3号）
- (5) 住宅地供給促進事業区域の土地の公図の写し
- (6) 住宅地供給促進事業区域の土地の登記全部事項証明書
- (7) 住宅地供給促進事業区域の土地の求積図
- (8) 住宅地供給促進事業区域内の各区画の求積図
- (9) 住宅地供給促進事業区域の現況図
- (10) 住宅地供給促進事業区域の土地利用計画平面図
- (11) 現況写真
- (12) 相続人にあつては、相続関係が分かる書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 事業にかかる建築物が所在する敷地内における申請は1回限りとする。

(補助の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付し、長泉町住宅地供給促進事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ長泉町住宅地供給促進事業変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を変更しようとする場合
- (2) 施工区域、区画数、区画の形状及び道路の形状を変更しようとする場合
- (3) 予定の工期を変更しようとする場合

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更しようとする理由を示す書面
- (2) 変更事項の新旧対照表
- (3) 変更箇所が確認できる図面

3 町長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、長泉町住宅地供給促進事業変更承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第9条 交付決定者は、当該事業の廃止をしようとするときは、長泉町住宅地供給促進事業廃止届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(事業の完了)

第10条 交付決定者は、事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日にいずれか早い日までに、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、長泉町住宅地供給促進事業完了実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に建物の除却に要する費用にかかる領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為の許可を受けた事業 工事完了届出書を提出するとき
- (2) 前号に該当しない事業(以下「その他の事業」という。)宅地分譲工事が完了し、分譲が可能となったとき

2 その他の事業において、実績報告書を提出するときは、事業の施工前及び施工後の写真を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに現地を確認し、同項に規定する実績報告書及びその他関係書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、長泉町住宅地供給促進事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、事業の完了の日から起算して10日を経過したまでに、長泉町住宅地供給促進事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽のその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定時又は変更承認時の計画と著しく出来形が相違するとき。
- (3) 第7条により付した条件に従わないとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金を全部又は一部返還させることができる。

2 前条各号の規定により補助金の交付の取消しを受けた者は、取消しを受けた日以後にこの要綱に基づく補助事業の申請を行うことができないものとする。

（書類の整理等）

第14条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 前項の帳簿及び領収書等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。